



かとがね

編集・発行 門川町役場

印刷 工藤印刷

No. 324

平成元年

3



春の息吹き

今月の主な行事

- | | | | |
|-----|---|-----|---------------------------------|
| 1日 | ・血圧測定 (9:00~11:00役場宿直室) | 18日 | ・中学校卒業式 |
| | ・健康教室 (9:30~12:00加草2区公民館) | 19日 | ・朝市 (8:00~10:00) |
| 2日 | ・健康教室 (9:30~12:00庵川東公民館) | 21日 | 春分の日 |
| 5日 | ・朝市 (8:00~10:00) | 25日 | ・小学校卒業式、小中学校修了式 |
| | ・門川町女性会議実践発表大会 (婦人のつどい18:00~中央公民館) | 26日 | ・町地婦協大会 (9:00~勤労者体育センター) |
| | ・防災の花配布及び防火バザー (8:00~10:00役場駐車場) | 27日 | ・健康づくり講演 (11:00~12:00勤労者体育センター) |
| 7日 | ・心配ごと相談 (毎週火曜日 9:00~12:00老人福祉館) | 28日 | ・西門川児童館卒園式 |
| | ・婦人防火クラブ定期会 (19:30~役場) | 29日 | ・公立保育所卒園式 |
| | ・健康づくり講演 (中央公民館14:00~16:00胃の検診を受けた方へ) | 31日 | ・南町・草川保育園卒園式 |
| 8日 | ・妊婦教室 (13:30~役場宿直室) | | ・地婦協新旧役員会 (19:30~役場3階) |
| | ・地婦協定期例会 (19:30~役場3F) | | |
| 12日 | ・健康づくり講演 (10:00~16:00健康体操武道館) | | |
| 13日 | ・3ヶ月児健康相談 (S63年12月生 受付 9:30~10:00
役場1F会議室) | | |
| 14日 | ・中央高齢者学級 (9:30~中央公民館) | | |
| | ・西門川高齢者学級 (9:30~三ヶ瀬集落センター) | | |

2月1日現在人口

男	女	計	世帯数
8,887	10,037	18,924	5,641
(8,878)	(10,015)	(18,893)	(5,635)

()内は前月

変更になります:::

一〇〇パーセント納税でよりよい郷土 住みよい社会

ごみは正しく出しましょう

四月一日より、し尿汲取り業者の地域割が次表の通りになりますので申込みの際はご留意の上、それぞれの指定業者に申込みをして下さい。

地域指定

し尿汲取り

東部地区	西部地区
平成西・南町1区・南町2区・南ヶ丘・旭町・尾末東・後向・下納屋・上納屋全区・加草全区・庵川西・庵川東・牧山・谷の山	松瀬・三ヶ瀬・上井野・大内原・小松・小園・城屋敷・中山・五十鈴・平城東・上町・本町・東栄町・西栄町・宮ヶ原・栄ヶ丘・竹名・中尾・中村
門川衛生社 ☎63-1415	首藤工務店 ☎63-1742

*この指定は、平成元年4月1日～平成3年3月31日の間です
尚、し尿汲取りについての申込みは、早目(2日～3日前)
にお願いいたします。

ごみの正しい出し方

- ごみは、決められた日に、決められた場所へ、決められた時間に出して下さい。
当日の午前八時三〇分までに出して下さい。前日に出したりすると、犬や猫がごみ袋を破り、ごみが散乱し不衛生になります。又、近所の人が迷惑します。
- 燃えるごみ、燃えないごみは必ず分別して下さい。
燃えるごみに金属類やビニール、発泡スチロール等の燃えないごみが混入したり、燃えないごみに、燃えるごみが混入すると機械が破損したり公害が発生します。又、
- 収集場へ出すごみは袋に必ず名前をハッキリと書いて下さい。
埋立用地がなくなり、多額の経費がかかります。
- 粗大ごみ、土砂等は収集いたしません。本人が直接に清掃工場へ持ち込んで下さい。
粗大ごみや大きなダンボール箱に

- 国民の祝日は、収集も工場も休みです。
日曜日は収集は休みですが、工場への直接持ち込みはできます。時間は平常どおり午前八時三〇分～午後四時三〇分までです。

※連絡先
○し尿関係
門川町衛生センター
TEL 六三一-一〇一三

○ごみ関係
門川町清掃事務所
TEL 六三一五四三一

町奨学生金について

(受付・三月一日～三月三十一日まで)

私達のごみは私達の手で



町奨学生金について

(受付・三月一日～三月三十一日まで)

平成元年度高校・大学の奨学

生、若干名を「門川町奨学規程」に基づき、次の要領により受付いたします。

希望される方は、規定条文を熟読され、町教育委員会に備え付の書類により願書を提出下さい。

一、受付期間
平成元年三月一日から
平成元年三月三十一日まで

二、奨学生人員 若干名

門川町奨学規程(抜き)

(目的)
第一条 この規定は、心身強健にして能力を有し、向学心を持ちながら家庭の経済的理由により修学困難な者に対し、学資の一部を貸与し教育の振興を図り、将来有能な社会人の育成に努力することを目的とする。

(資格)
第二条 前条による学資を貸与する学徒は、保護者が本町に住所を有し、将来においても住居を有する見込みで、公・私立の高等学校又は大学に学籍を有し、前条に該当する者に貸与する。

(奨学生の返還)
第十四条 奨学生の返済については、貸付期間の二倍の期間で返済しなければならない。

(問い合わせ先)
問い合わせ先
門川町教育委員会教育総務課
電話 六三一一一四〇

現在、皆さんの生活に直結するごみ問題は、ごみの増加やごみ質の変化、公害規制、処理場所、処理経費等により、大きな社会問題となつております。

幸い、本町におきましては、町民の皆さんのが協力と理解により正しい「ごみ」処理の事業運営が出来ています。

しかし、もとすれば近頃、正しくない「ごみ」が見受けられるようになりました。内一軒くらいが、自分一人くらいが、では「チリ」も積れば山となります。どうか、一人、一人が気を付けて、正しい「ごみ」の出し方について、尚一層のご協力と理解をお願いいたします。

現在、皆さんの生活に直結するごみ問題は、ごみの増加やごみ質の変化、公害規制、処理場所、処理経費等により、大きな社会問題となつております。

幸い、本町におきましては、町民の皆さんのが協力と理解により正しい「ごみ」処理の事業運営が出来ています。

自分の健康は、自分でつくろう



<最優秀> 西門小 志田慶子さん

住みよい地域づくり運動

実践報告



<最優秀> 西門中 小谷浩幸くん

「日本一住みよい門川町」の実現をめざすためには、町と住民があくまでも「意欲と連帯」によって、対処していくという、町民の自觉

と責任を高める意識を喚起し実行していくため、この運動の一層の推進をめざし、第四回住みよい地域づくり町民推進大会を開催致しましたところ、五六名の多くの皆さんから参加していただき、盛会に有意義な大会ができましたことを厚くお礼申し上げます。

さて今日は、先に町民会議が実施致しました標語・ポスター等の入賞作品・氏名をお知らせします。

○「小・中学生の部」
最優秀 西門川 小 鍋島 清人
「明日を呼ぶあなたの主役の町づくり」

聴覚障害者の皆さんへ

身体障害者の皆さんには、

社会活動を容易にするため、補聴器・義肢・器具・車椅子などを公費で交付又は修理する制度がありますが、この度、

門川町本町 奈須メガネ店
門川町東栄 カワノ時計店
門川町身体障害者 福祉協議会

○「地域の輪広げて住みよい町づくり」
最優秀 西栄町 黒木 実
「実践で示そう住みよい町づくり」



◎「中学生の部」
最優秀 西門川 藤田 弥生
「川も海も生きているんですね。わたしたちのように」

尚、作文・歌詞については、次回に紹介します。

補聴器の交付・修理を行ふ県の委託業者に、本町の方々が県の指定を受けられましたのでお知らせいたします。

今後は、この作品を寄せていただきました皆さんに心からお礼を申し上げます。

尚、作文・歌詞については、次回に紹介します。

一、ポスターの部

最優秀 西門中 小谷 浩幸

○「でばんだぞ」

○「ちりをするときれいな町がこわれるよ」

○「住みよい町もあなたしだいでつくれます」

○「草川小 和田 常久 ま心で」

○「草川小 黒木 誠一 ま心で」

○「故郷のやさしい笑顔に会える町かどがわ」

○「草川小 澄本 省吾 ま心で」

○「草川小 黒木 誠一 ま心で」

○「草川小 黒

昭和六十三年中に発生した県内の交通事故は、五、四〇一件、死者九五人、負傷者六、四四一人と、いずれも前年に比べ増加しています。

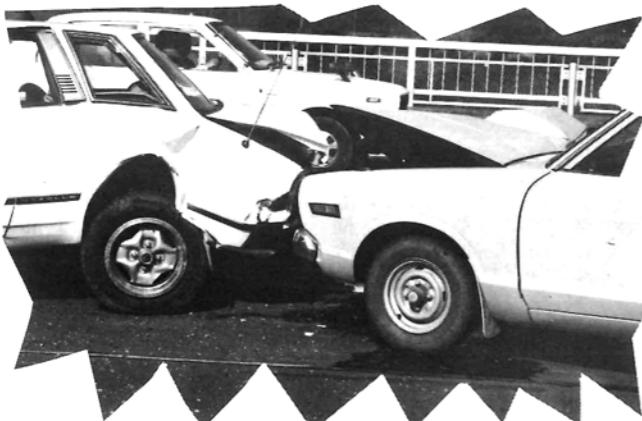
そこで、運転経験一年未満のいわゆる初心運転者の加害事故が、全事故件数の一割以上を占める五七五件発生し、一四人が死亡、七三一人の方が負傷しています。

初心運転者の事故原因は、スピードの出し過ぎや、運転未熟による運転操作の誤り、安全不確認などです。

初心運転者に付けては、運転に努めましょう。

初心運転者の方へお知らせ

初心運転者の交通事故を防止するため、初心運転者安全講習が実施されています。最寄りの警察署、交通安全協会から、通知がありましたら、必ず受講するようしましょう。



警告
交通事故の一割以上は
「初心運転者」です。
気をつけて下さい。

**優良運転者に
優遇措置を！**

日向警察署長

●昨年の全国の交通死者は一万八千人を突破しました。本県でも交通事故の被害者は前年より増加し、本年は更に優慮される事態となっています。

●県下の運転免許取得者も六十万人を超えた今日、県民一人ひとりが交通事故防止に力を合わせねば悲劇は増大の一途をたどります。

●警察本部では、交通事故防止対策の一つとして「悪質運転者には厳しく優良運転者には賞揚を。」の方針をとっていますが、本年から「長期間無事故・無違反者で表彰を受けている優良運転者が、うつかり違反事故で行政処分（免許の取消や停止）を受ける場合は、处分の軽減を考慮する。」ことになりました。

◎行政処分の軽減の対象となる運転者は次のとおりです。

●運転者の皆さん、悲惨な交通事故を防止するため、今日も、明日も安全運転を心がけ、記録に挑戦してください。

●表彰に関する問い合わせは、所属される地区交通安全協会にお尋ねください。

●国が賃金の最低限度を定め、事業者に対して、それより低い賃金を労働者に支払ってはならないとする制度です。

●適用される最低賃金額を良く確認し、最低賃金を守りましょう。

●詳細は、延岡労働基準監督署 ☎ 0982-34-3331 又は宮崎労働基準局賃金課 ☎ 0985-24-2205 までお問い合わせ下さい。

●最低賃金制度は、昭和三十四年の最低賃金法の制定によりスタートしました。今日では、各都道府県ごとに、すべての労働者を対象とする地域別（都道府県別）最低賃金と、特定の産業の労働者を対象とする産業別最低賃金があり、賃金労働者の労働条件の改善を図っています。

●なお、地域別と産業別の両方の最低賃金が同時に適用される場合には、どちらか高いほうが適用されます。

●最低賃金の額は、最低賃金審議会で、「労働者の生計費」類似の労働者の賃金」「通常の事業の賃金支払能力」を考慮して決められます。

その火、その時、すぐ始末

臨時福祉特別給付金が支給されます

◎申請書は**3月25日**までに
一詳しくは、住民課厚生係へ

- (1) 平成元年二月一日（以下基準日）において、本年二月分の次のいずれかの年金又は手当を受給できる方
- (2) 障害基礎年金のうち旧障害福祉年金に相当するもの（年金証書の記号番号の左から五桁目と六桁目が「63」又は「26」に該当するもの）
- (3) 遺族基礎年金のうち旧母子・準母子福祉年金に相当するもの（年金証書の左から五桁目と六桁目が「27」又は「28」に該当するもの）
- (4) 基準日において七〇歳以上の

入所されている方などについてはそれぞれの制度において別に対応措置がとられるため、福祉給付金は支給されません。
なお、通所（通園）施設等で通所サービスを受けている方や軽費老人ホーム等の契約型の施設に入所されている方で(1)～(3)に該当する場合は福祉給付金の支給対象となります。

(1) 基準日において六ヶ月以上（昭和六十三年八月一日以前から）継続して、ねたきり又は痴呆等の状態にあるため常時の介護を必要としている六十五歳以上の方（大正十三年二月一日以前に生まれた方）
② 本年二月分の障害児福祉手当、特別障害者手当又は福

祉手当を受給できる方（ただし、基準日において、病院、老人保健施設に継続して三年月を超えて入院（昭和六十三年十月三十日以前から入院）している方、特別養護老人ホームなどの社会福祉施設に入所している方か、あるいは町民税非課税世帯又は均等割のみ課税世帯に属している方で次のいずれかに該当する方）

●高齢者御本人又は高齢者御本人の生計を維持している方が昭和六十三年度分の町民税を課税されていない場合がこれに該当します。

●上記(1)～(3)に該当する場合でも、基準日において生活保護を受けている方や社会福祉施設に受けている方や社会福祉施設に受けている方や社会福祉施設に入所されている方などについてはそれぞれの制度において別に対応措置がとられるため、福祉給付金は支給されません。

臨時介護福祉金

社手当を受給できる方

●ただし、基準日において、病院、老人保健施設に継続して三年月を超えて入院（昭和六十三年十月三十日以前から入院）している方、特別養護老人ホームなどの社会福祉施設に入所している方か、あるいは町民税非課税世帯又は均等割のみ課税世帯に属している方で次のいずれかに該当する方には介護福祉金は支給されません。

臨時福祉給付金

支給対象者一人につき一万円

二、支給対象者

- ① 老齢福祉年金
- ② 障害基礎年金のうち旧障害福祉年金に相当するもの（年金証書の記号番号の左から五桁目と六桁目が「63」又は「26」に該当するもの）
- ③ 遺族基礎年金のうち旧母子・準母子福祉年金に相当するもの（年金証書の左から五桁目と六桁目が「27」又は「28」に該当するもの）
- ④ 児童扶養手当
- ⑤ 障害児福祉手当
- ⑥ 特別障害者手当
- ⑦ 福祉手当（経過措置分）
- ⑧ 原爆被爆者諸手当

●最低賃金が改定されました。
●最低賃金は、すべての労働者に適用されます。
●最低賃金には、特定の産業に適用される産業別最低賃金とそれ以外の産業に適用される宮崎県最低賃金があります。
●適用される最低賃金額を良く確認し、最低賃金を守りましょう。

●最低賃金制度は、昭和三十四年の最低賃金法の制定によりスタートしました。今日では、各都道府県ごとに、すべての労働者を対象とする地域別（都道府県別）最低賃金と、特定の産業の労働者を対象とする産業別最低賃金があり、賃金労働者の労働条件の改善を図っています。

●なお、地域別と産業別の両方の最低賃金が同時に適用される場合には、どちらか高いほうが適用されます。

●最低賃金の額は、最低賃金審議会で、「労働者の生計費」類似の労働者の賃金」「通常の事業の賃金支払能力」を考慮して決められます。

おねがい



ピアノ寄贈について

ごめい福を祈る

寄附あし

御承知のとおり本町にシルバーコーラス（カト・レア）が誕生し、活動されております。つきましては、今後さらに会員増が見込まれ、練習会場が中央公民館ステージでは狭く、練習が思うようにできない状況です。そこで練習会場を、図書室二階に移動せざるを得なくなりました。

しかし中央公民館ステージにあるピアノを図書室二階に移動することは、

いろいろな面で支障があります。そこで古いものでもピアノがほしいという声がでてまいりました。もし御家庭にお譲り戴けるピアノがございましたら御連絡下さいますようお願ひ致します。

連絡先

門川町教育委員会

内線40・41
63—一一四〇

社会教育課

本町	宮ヶ原	中尾	東栄町	吉田三次郎	黒木勤
加草四区	庵川東	宮ケ原	庵川西	児玉タケノ	林
大内原	加草三区	庵川西	黒木タカ	灘口タマ	黒木譽男
庵川西	南町一区	宮ヶ原	古谷ツボミ	種子田ケサノ	灘口タマ
庵川西	庵川西	大久保春彌	黒田シヅコ	(香代子)	(キミ)
庵川西	庵川西	(トヨ子)		樺本勉殿	(香代子)
庵川西	庵川西	(久光殿)		参万円上井野黒木浩二殿	(香代子)
庵川西	庵川西	(アサコ)		参万円(トヨ子)	(キミ)
庵川西	庵川西			参万円(アサコ)	(アサコ)

75 85 64 76 87 71 95 81 67 86 65 60 57 69 58 年齢

香典返しのかわりに、社会福祉事業にと御寄附をいたしました。
ここに厚くお礼を申し上げます。
と共に故人の御冥福を心からお祈り申し上げます。
尚使途につきましては、その主旨にそいまして、社会福祉事業に活用させていただきたいと存じます。

参万円 平城東 米良ハスエ殿
(幹男)

参万円 上町黒木萬義殿
(サトエ)

壹万円 下納屋廣本猛殿
(ヤク)

壹万円 南町一区富高信子殿
(廣瀬秀子)

参万円 宮ヶ原黒木秀子殿
(林)

参万円 東栄町吉田シゲオ殿
(勤)

参万円 中尾中村ヒサヨ殿
(進)

参万円 庵川西北嶋恵美子殿
(久夫)

参万円 大内原灘口富夫殿
(タマ)

参万円 庵川西黒木般夫殿
(タカ)

参万円 加草二区種子田睦美殿
(ケサノ)

参万円 加草四区田吹美沙子殿
(正直)

参万円 加草五区山田良殿
(児玉タケノ)